

地域自治制度（案）について 【概要版】

第1 必要性と目指すべきもの（資料3 - 2…1ページ）

1 必要性

- (1) 自治体内分権の推進
多様化・高度化する地域課題への迅速・的確な対応
- (2) 住民自治の拡充
「自助・互助・共助」の考え方に基づく地域主体のまちづくりの推進
- (3) 地域におけるまちづくりの仕組みづくり
長年の文化や歴史を有する合併旧町の継続的な発展

2 目指すべきもの

- (1) 身近な場所での総合的なサービスの提供
これまで旧町で提供してきた日常的なサービスと中核市の区域となることで拡充するサービスができる限り住民に身近な場所で提供
- (2) 魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出
個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを通じた、住民一人ひとりが実感できる豊かさを創出

第2 基本姿勢と基本的な枠組み

1 基本姿勢（資料3 - 2…2ページ）

- (1) 宇都宮地域独自の制度
 - ・ 地域の特性を的確に反映するため、宇都宮地域の実情に即した制度を構築
 - ・ また、より良い制度として発展させるため、適宜、検証・改善を実施
- (2) 地区行政を先導する制度
旧市の「地区行政」を先導する制度と位置付け、新市としての一体性を速やかに確保
- (3) 簡素で効率的な制度
地域の自主性を尊重しつつ、合併のメリットである行財政の効率化に配慮した制度設計

2 基本的な枠組み（資料3 - 2…3ページ）

- 地域自治の拠点となる「地域行政機関」と、地域住民等で構成する「住民代表組織」が連携・協力して、魅力ある地域づくりを展開
- (1) 地域行政機関
地域の特性を生かした事務事業や住民生活に密接したサービスの実施、地域住民が主体となった地域づくりを行うための支援・調整など
 - (2) 住民代表組織
地域住民を代表する組織として、地域の総意を形成し、行政に反映

第3 制度の概要

1 地域行政機関

(1) 執行体制（資料3 - 2…5ページ）

- ア 法的位置付け
地方自治法に基づく支所
- イ 名称
地域自治センター
- ウ 組織
 - ・ 本庁の部長に準ずる職を地域自治センターの長として配置
 - ・ 内部組織は、全体の統一性を確保し、センター毎に適切な規模・体制を整備
 - ・ 地域自治センターの所管は、自治振興部

地域経営担当部門

地域の施策・事業などの企画立案，地域行政機関の総務，住民代表組織の事務局機能 など

地域コミュニティ担当部門

地域住民との協働の推進に向けた業務，日常生活に密着した地域内の防犯等に係る事務事業，地域における生涯学習・スポーツ事業，地域における青少年の健全育成業務 など

市民サービス担当部門

申請受付・諸証明発行などの各種窓口・税務関係業務，福祉に関する総合相談，生活保護の相談，高齢者・障害者・児童を対象とした保健福祉サービス，地域の健康活動の推進 など

産業建設担当部門

地域産業の振興，地域内の生活道路・近隣公園等の整備，都市計画関連資料の閲覧 など

エ 特別職の設置

(2) 主な事務事業（資料3 - 2…8ページ）

- ア 基本的な考え方
 - ・ 住民生活に密着するサービス，住民代表組織の支援・協働事業を対象
 - ・ 総務部門などは，合併に伴い，統合し，効率化
- イ 主な事務事業
228事務事業（資料3 - 2…12ページ）
- (3) 予算（資料3 - 2…9ページ）
 - ア 行政サービスに係るもの
窓口サービスや保健福祉の相談などの行政サービスに係る経費は，過去の実績などを踏まえ，予算の原案を立案
 - イ 地域づくりに係るもの
地域の課題の解決や個性ある地域づくりに係る経費は，新市の全体方針に沿って，住民代表組織の意見をもとに，事業ごとに計画を策定し，その計画に基づき，予算の原案を立案

2 住民代表組織（資料3 - 2…10ページ）

- (1) 法的位置付け
 - ・ 地方自治法に基づき，条例で定める附属機関（10年間の時限条例）
- (2) 名称
自治会議
- (3) 役割
 - ・ 当該地域のまちづくりに関する審議・答申・提案
 - ・ 当該地域に係る合併市町村基本計画の執行状況に対する意見陳述
 - ・ 当該地域が関連する全市的な計画等の策定に当たっての意見陳述
- (4) 組織
20人以内
- (5) 任期
2年（再任は妨げない。）

地域自治制度について

(案)

宇都宮地域合併協議会

目 次

第 1	必要性と目指すべきもの	1
第 2	基本姿勢と基本的な枠組み	2
1	基本姿勢	2
2	基本的な枠組み	3
第 3	制度の概要	5
1	地域行政機関	
(1)	執行体制	5
(2)	主な事務事業	8
(3)	予算	9
2	住民代表組織	10

第1 必要性と目指すべきもの

1 必要性

(1) 自治体内分権の推進

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、多様化・高度化する地域の課題を迅速かつ的確に解決していくためには、地域の行政機関により多くの権限を移譲する「自治体内分権」を推進していくことが必要です。

(2) 住民自治の拡充

地域自らが地域の課題を解決する、地域主体のまちづくりを推進していくためには、「自助・互助・共助」の考え方にに基づき、「住民自治」を拡充していくことが必要です。

(3) 地域におけるまちづくりの仕組みづくり

長年の文化や歴史を有する旧町の各地域が今後も発展していくためには、新市としての一体性に配慮しつつ、旧町の区域を単位とした「新たなまちづくりの仕組み」を構築していくことが必要です。

2 目指すべきもの

(1) 身近な場所での総合的なサービスの提供

合併の効果を住民が実感できるよう、これまで旧町で提供してきた日常的なサービスと、中核市の区域となることで拡充するサービスをできる限り住民に身近な場所で提供していきます。

(2) 魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出

各地域への分権を推進することにより、合併後もそれぞれの地域が、個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを行い、住民一人ひとりが実感できる豊かさを創出していきます。

第2 基本姿勢と基本的な枠組み

1 基本姿勢

(1) 宇都宮地域独自の制度

- ・ 魅力ある地域づくりを目指す「地域自治制度」は、地域の特性を的確に反映することが必要であるため、宇都宮地域の実情に即した制度の構築を目指します。
- ・ また、地域の実情に即したものとして地域に定着し、より良い制度として発展していくことができるよう、適宜、検証を行い、改善を図ります。

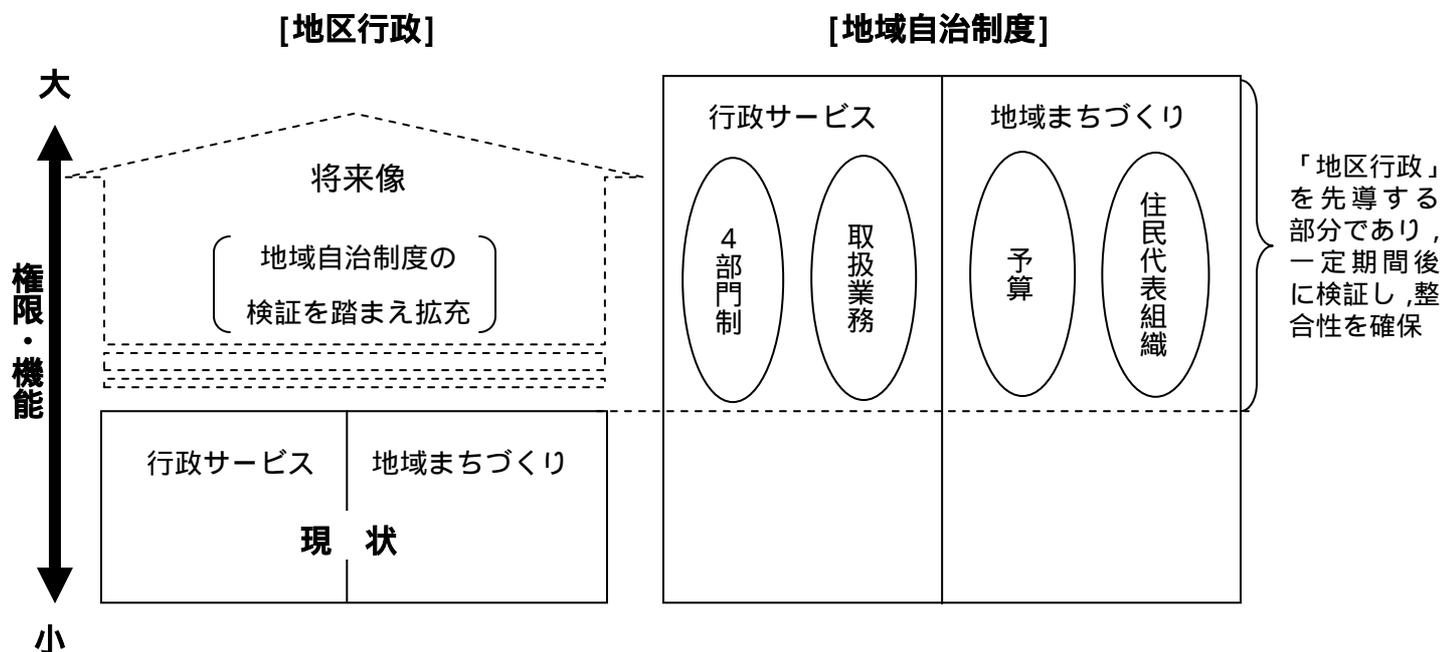
(2) 地区行政を先導する制度

- ・ 「地域自治制度」は、「身近な場所での総合的なサービスの提供」と「魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出」を目指すものであり、これは旧市で進めている「地区行政」と目的を同じくするものです。
- ・ このため、「地域自治制度」を「地区行政」を先導する制度として位置付け、新市としての一体性を速やかに図ります。

(3) 簡素で効率的な制度

地域の自主性を尊重しながらも、一方で、合併の大きなメリットの一つである行財政の効率化も重要なことであることから、簡素で効率的な制度の構築を目指します。

図1 地域自治制度のイメージ



2 基本的な枠組み

- ・ 「地域自治制度」は、地域自治の拠点となる「地域行政機関」と、地域住民等で構成する「住民代表組織」が連携・協力して、魅力ある地域づくりを展開していきます。
- ・ これまでの各町における自治の歴史を尊重するため、「地域行政機関」と「住民代表組織」は、合併前の旧町を単位として設置します。

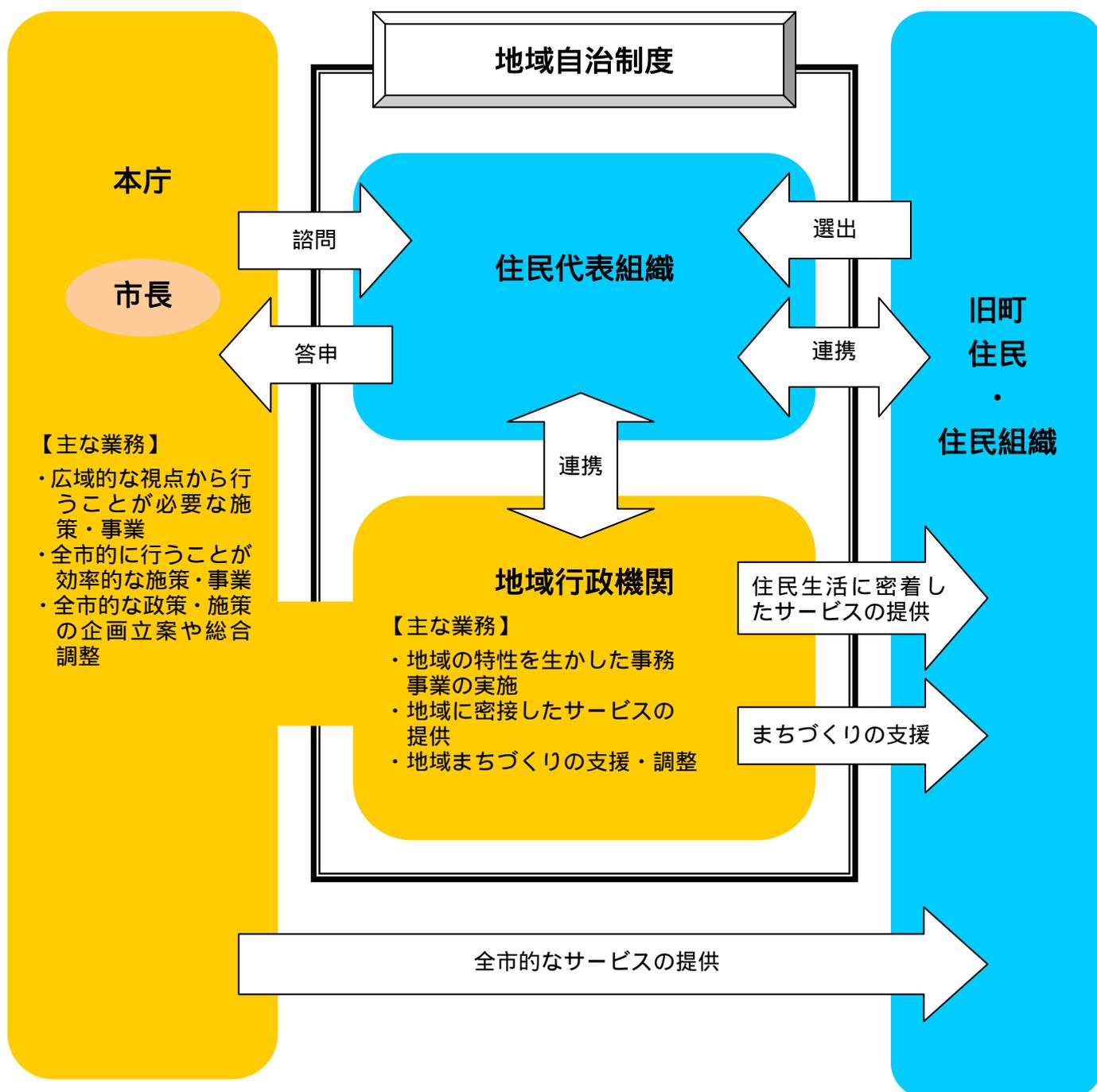
(1) 地域行政機関

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、地域の特性を生かした事務事業や住民生活に密接したサービスを実施するとともに、地域住民が主体となった地域づくりを行うための支援・調整などを担います。

(2) 住民代表組織

住民代表組織は、地域住民を代表する組織として、地域住民や住民活動組織などと連携し、地域の総意形成を図ります。

図2 地域自治制度のイメージ



第3 制度の概要

1 地域行政機関

(1) 執行体制

ア 法的位置付け

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、住民生活に密着したサービスを幅広く提供していくため、地方自治法に基づく「支所」として位置付け、施設は、現在の各町役場を活用します。

イ 名称

名称については、地域自治の拠点としての性格を明確にした名称とすることとし、それぞれの地域の名称を冠した「**地域自治センター**」(以下地域行政機関は、「地域自治センター」と呼びます。)とします。

ウ 組織

- ・ 地域自治センターの長は、本庁の部長に準ずる職とするとともに、内部組織として課を置きます。
- ・ 具体的な内部組織については、全体の統一性を保ちながら、地域自治センターごとに適切な体制及び規模としていきます。
- ・ 地域自治センターの所管は、住民の生活に密着したサービスの総合的な提供の推進や地域のまちづくり活動の支援などの事務を所掌する「自治振興部」とします。

地域経営担当部門

- ・ 地域における施策・事業などの企画立案
- ・ 地域行政機関における総務全般
- ・ 住民代表組織の事務局機能 など

地域コミュニティ担当部門

- ・ 住民自治の拡充や地域住民との協働の推進に向けた業務
- ・ 日常生活に密接に関連した地域内の防犯や環境保全に係る事務事業
- ・ 地域における生涯学習・スポーツ事業等
- ・ 地域における青少年の健全育成に係る業務 など

市民サービス担当部門

- ・ 申請受付・諸証明発行など各種窓口業務，税務関係業務
- ・ 福祉に関する総合相談，生活保護の相談
- ・ 高齢者や障害者及び児童を対象とした保健福祉サービス
- ・ 地域の健康活動の推進や保健衛生等の各種事業 など

産業建設担当部門

- ・ 地域産業の振興
- ・ 地域内の生活道路・近隣公園等の整備，都市計画関連資料の閲覧 など

エ 特別職の設置

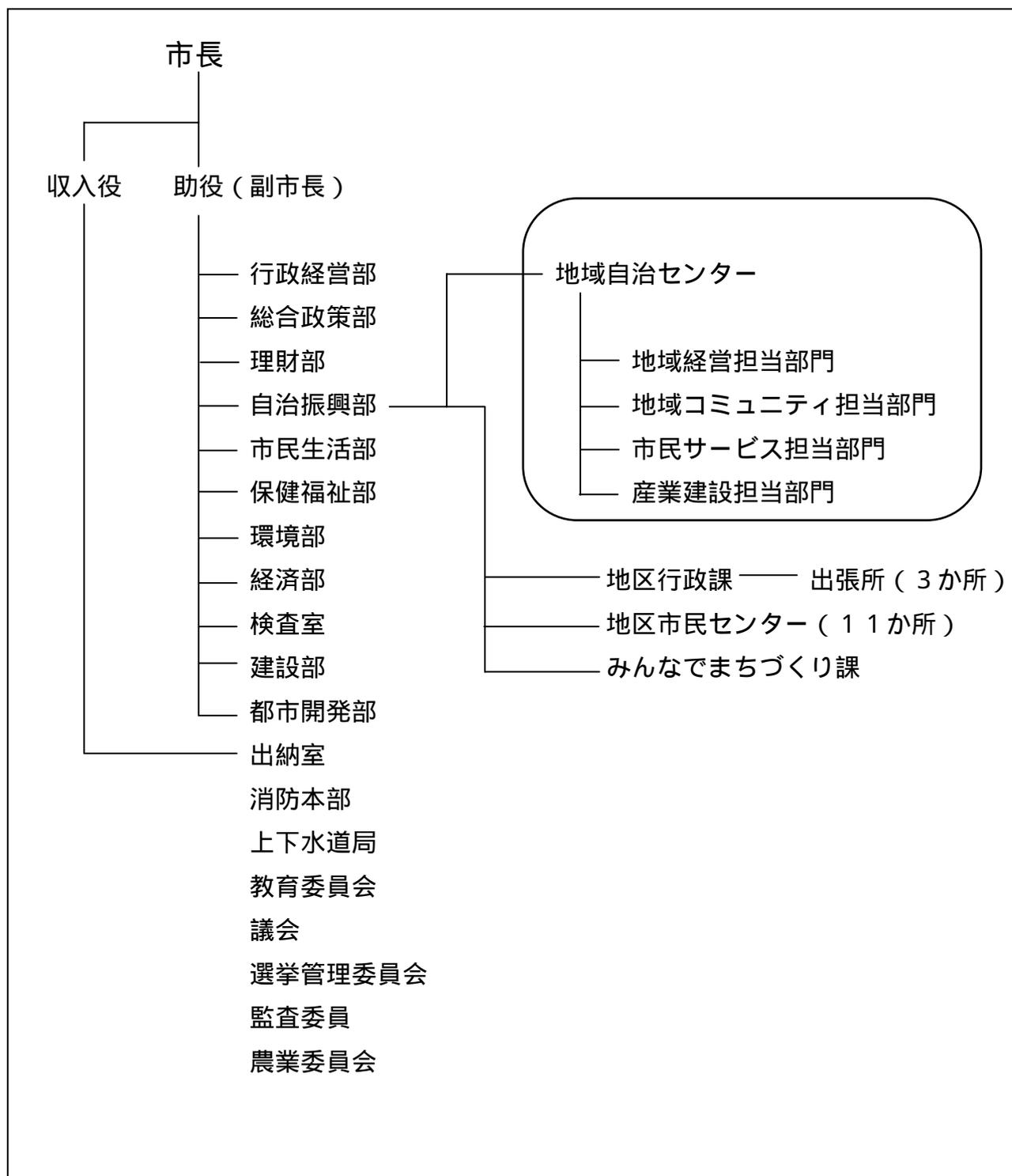
法的位置付け

名称

役割

設置期間・任期

図3 地域自治センターの組織・機構図



(2) 主な事務事業

ア 基本的な考え方

- ・ 地域自治センターは、本庁の総合調整・統括のもと、住民生活に密着したサービスの提供を行います。
- ・ また、地域自治を推進するため、住民代表組織の支援や住民代表組織との協働による事業等を行います。
- ・ なお、総務部門等は、合併に伴い、統合し、効率化を図ります。

イ 主な事務事業

資料のとおり。

(3) 予算

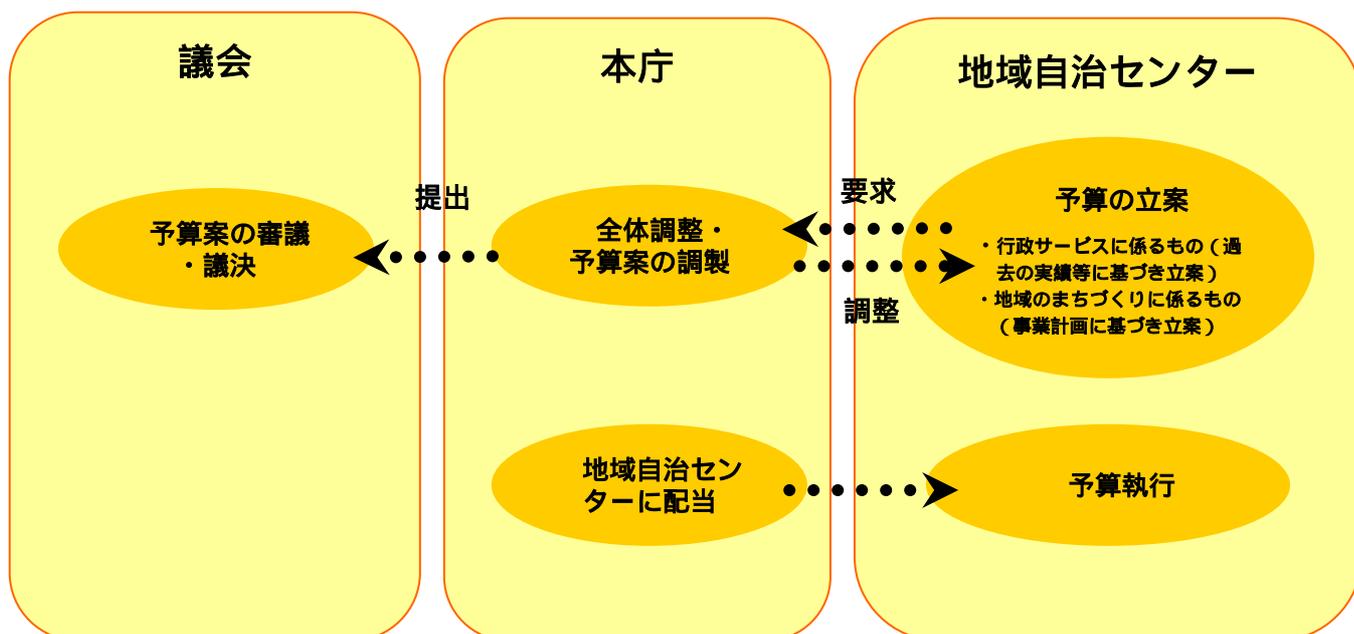
ア 行政サービスに係るもの

窓口サービスや保健福祉の相談などの行政サービスに係る経費については、過去の実績などを踏まえ、予算の原案を立案します。

イ 地域づくりに係るもの

地域の課題の解決や個性ある地域づくりに係る経費については、新市の全体方針に沿って、住民代表組織の意見をもと、事業ごとに計画を策定し、その計画に基づき、予算の原案を立案します。

図3 予算の編成・執行の流れ



2 住民代表組織

(1) 法的位置付け

- ・ 住民代表組織の活動を制度的に保障するため、地方自治法に基づき、条例で定める「附属機関」として設置します。
- ・ また、運用状況の検証を踏まえ、柔軟な見直しを図り、より良い制度に発展させた上で、全市的に定着させるため、条例は10年間の時限条例とします。

(2) 名称

住民代表組織は、地域自治センターと並ぶ地域自治制度の根幹となる仕組みであることから、住民代表組織の名称は、それぞれの地域の名称を冠した「**自治会議**」(以下住民代表組織は、「自治会議」と呼びます。)とします。

(3) 役割

当該地域のまちづくりに関する審議・答申、提案

- ・ 市長の諮問に応じ、新市の全体方針に基づき、当該地域のまちづくりに関する施策・事業等について、審議・答申します。
- ・ 地域住民の意見の集約などを踏まえ、当該地域のまちづくりに関する施策・事業等について、提案します。

当該地域に係る合併市町村基本計画の執行状況に対する意見陳述

当該地域に係る合併市町村基本計画の執行状況について、意見を陳述します。

当該地域が関連する全市的な計画等の策定に当たっての意見陳述

総合計画等の全市的な計画等の策定に当たって、地域の特色を反映させることが適切な場合など、必要に応じ、意見を陳述します。

(4) 組織

- ・ 自治会議は、20人以内の委員で組織します。
- ・ ただし、地域の人口等に差異があることから、その実情に即して減員することについては差し支えないものとします。
- ・ 地域の総意をより適切に反映させるためには、年齢や性別、職業などを考慮しながら、より幅広い層から選出することが適切であることから、設置区域に住所を有する者や設置区域内の事業所等に勤務する者等で、次の者の中から、市長が委嘱します。

各種団体から推薦された者

地元企業やNPO等から推薦された者

学識経験者

公募により選任された者

(5) 委員の任期

委員の任期は、2年とします（再任は妨げません。）

地域行政機関の主な事務事業について

1 地域行政機関の総務的業務

(1) 地域行政機関の管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために、内部運営管理、施設管理などを行います。

(2) 広報広聴

開かれた市政運営のため、身近な市民相談については、地域行政機関において実施していきます。また、広報紙やホームページは、新市として一元化しますが、地域が主体となった地域づくりを推進していく観点から、地域情報紙や地域ホームページといった、地域密着型の情報交流については、地域行政機関において積極的な支援に取り組んでいきます。

主な事務事業

市民相談に関すること
 地域情報紙に関すること（地域の自主性に基づいて実施）
 地域ホームページに関すること（地域の自主性に基づいて実施）

(3) 危機管理

市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、全市的な取組が必要不可欠であるとともに、地域が自らの課題として考え、防災意識を始めとする危機管理意識を醸成していくことが重要であることから、防災訓練や危機管理意識の啓発などについて取り組んでいきます。

主な事務事業

防災訓練に関すること
 国民保護の啓発に関すること
 地域の防災マップの作成に関すること
 防災意識の普及・啓発に関すること
 防災行政無線の管理に関すること

(4) 出納

住民の利便性を確保するため、窓口での収納や現金の支払いなどを行います。

主な事務事業

窓口収納に関すること
 窓口での現金支払に関すること

2 住民生活

(1) コミュニティ

自立した地域社会の形成に向け、住民自治の拡充や住民と行政との協働の推進の観点から、コミュニティ活動の積極的な支援を行います。

主な事務事業

自治会育成に関すること
地域集会所等建設融資・補助の申請受付に関すること
地域集会所家賃補助の申請受付に関すること
地域づくり推進事業の支援に関すること

(2) 窓口

戸籍や住民登録などの基本的な窓口サービスは、多くの住民が利用する身近なものであるため、受付や証明書の交付などを行い、住民の利便性を確保します。

主な事務事業

住民基本台帳に関すること
戸籍事務に関すること
印鑑登録に関すること
諸証明の交付に関すること
市民証の交付に関すること
外国人登録に関すること
埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること
臨時運行の許可に関すること

(3) 安全・安心

住民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、地域の実情に応じた取組を行います。

主な事務事業

防犯事業の実施に関すること
防犯灯設置及び管理補助金の申請受付に関すること
交通安全事業の実施に関すること
チャイルドシート補助の申請受付に関すること
消費生活の啓発に関すること
小災害援護事業に関すること

(4) 国保年金

住民に身近な場所において、国民健康保険や国民年金の加入脱退の受付などの日常生活に関係の深いサービスを行い、住民の利便性を確保します。

主な事務事業

(国保)

- 資格の取得・喪失に関すること
- 保険証等の交付に関すること
- 療養費や高額療養費の申請受付に関すること
- 出産育児一時金及び葬祭費の請求受付に関すること
- 出産費及び高額療養費貸付の申請受付に関すること

(年金)

- 資格の取得・喪失に関すること
- 保険料の免除申請，学生納付特例申請の受付に関すること
- 老齢・障害・遺族基礎年金等の裁定請求の受付に関すること

(5) 男女共同参画・青少年育成・人権

男女が安心してその能力を發揮できる社会や思いやりのあるたくましい青少年の育成，すべての住民の人権を尊重した地域社会の実現のため，意識啓発や団体の活動支援など，地域住民に身近な場所での実施が有効なものについて，積極的に取り組みます。

主な事務事業

(男女共同参画)

- 男女共同参画を推進する市民組織への活動支援に関すること

(青少年育成)

- 青少年団体の活動支援（まちづくり活動への参画）に関すること
- 青少年の交流の場の確保に関すること

(人権)

- 人権啓発に関すること

(6) 環境，廃棄物・リサイクル

環境にやさしい循環型社会や人と自然が共生する社会の実現を目指し，行政はもとより，事業者や住民とのパートナーシップによる全市的な取組を行うとともに，環境保全の意識啓発やごみの発生抑制・リサイクルなど，地域に根ざした生活環境の向上を図るための取組を行います。

主な事務事業

合併処理浄化槽設置補助の申請受付に関すること
一斉清掃・ごみゼロ運動に関すること
各種公害苦情相談対応に関すること
環境情報の整備と提供（情報作成）に関すること
環境保全意識啓発（各種イベント）に関すること
学校・家庭，事業者への環境配慮行動の誘導，促進に関すること
資源ごみ集団回収推進に関すること
リサイクル推進に関すること
地域等での減量化・資源化取組支援に関すること
資源物・ごみ適正排出指導に関すること
ごみステーション申請受付に関すること
ごみ収集運搬業務に係る苦情処理に関すること
住民等による不法投棄監視に関すること

3 税 務

税務は統一した基準に基づき，全市的に行うものですが，身近な場所からのサービス提供が求められる各種の税証明の発行などは，これまでどおり地域行政機関において実施し，住民の利便性を確保します。

主な事務事業

軽自動車税課税登録受付・標識交付に関すること
証明書発行等に関すること
(参考) 申告時期には地域行政機関を会場として住民税の申告受付を実施

4 保健福祉

(1) 保 健

住民一人ひとりが，心身ともに健やかな暮らしを営むことができるよう，地域において，地域主体の健康づくり活動の推進や各種健康相談，健康教育及び健康診査などを実施することにより，身近な場所からの健康づくりの推進を図ります。

主な事務事業

地区における健康づくり活動の推進に関すること
健康教育に関すること
健康相談に関すること
栄養相談に関すること
訪問指導に関すること
歯科保健に関すること
母子健康手帳等の交付に関すること
妊婦健康診査に関すること
幼児健康診査に関すること
成人の健康診査に関すること
医療費助成の受付に関すること

(2) 介護保険

要介護認定の申請など、身近な場所から介護保険を利用できるよう、住民の利便性を確保します。

主な事務事業

認定審査の申請受付に関すること
サービス給付に関すること
利用者負担軽減に関すること

(3) 社会福祉

社会福祉施設の健全な運営の支援や福祉のまちづくりの推進など全市的な取組を進めるとともに、保健福祉サービスの効果的活用をコーディネートするため、総合相談を身近な場所から実施します。

主な事務事業

保健と福祉の総合相談窓口に関すること
恩給援護に関すること

「 」は現在宇都宮市のみ実施

(4) 生活保護

生活困窮者に対する最低限の生活保障と自立助成のための生活保護の適用に当たり、身近な場所からのサービス提供が求められる相談・申請受付を行います。

主な事務事業

相談・申請受付に関すること

(5) 高齢者福祉

高齢者等が住み慣れた地域社会の中で安心した生活を送り、その能力と意欲を十分発揮できるよう、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(福祉事業)

- 地域支援事業に関すること
- 地域包括支援センターに関すること
- 食の自立支援事業に関すること
- 緊急通報装置給付貸与事業に関すること
- 高齢者住宅改修費補助事業に関すること
- 高齢者無料入浴券交付事業に関すること
- 敬老会開催に関すること
- 高齢者スポーツ用広場整備補助事業に関すること
- 生きがい対応型デイサービス事業に関すること
- 高齢者等ホームサポート事業に関すること
- はいかい高齢者等家族支援事業に関すること
- はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業に関すること
- ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付等事業に関すること
- 老人福祉電話の設置事業に関すること
- 老人福祉補聴器交付事業に関すること
- 高齢者地域活動実践塾の設置に関すること
- 高齢者外出支援（バスカード購入費助成）事業に関すること
- 高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣に関すること
- 成年後見制度市長申立て（高齢者）の受付・調査に関すること
- 養護老人ホーム入所措置の受付・調査に関すること

(手当)

- 敬老祝金の支給に関すること
- 在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関すること

(保健事業)

- 訪問指導に関すること
- 介護予防教室に関すること

(老人医療)

- 老人医療給付・支給に関すること
- 老人医療重複頻回受診者訪問指導に関すること

「 」は現在宇都宮市のみ実施

(6) 障害者福祉

心身障害者が住み慣れた地域社会の中で、自立した生活を送るとともに、社会経済活動へ積極的に参加することができるよう、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(障害者手帳)

身体障害者手帳の申請受付・交付に関する事

療育手帳の申請受付・交付に関する事

(福祉事業)

障害者自立支援法による障害福祉サービスに関する事

地域生活支援事業に関する事

措置事務に関する事

障害者日常生活用具給付・貸与に関する事

補装具交付・修理に関する事

重度身体障害者住宅改造費助成に関する事

重度身体障害者福祉電話設置に関する事

身体障害者自動車運転免許取得費助成に関する事

身体障害者自動車改造費助成に関する事

重度視覚障害者磁気誘導白杖購入費補助に関する事

身体障害者補助犬支援に関する事

訪問入浴サービスに関する事

重度心身障害者タクシー料金助成に関する事

知的障害者等交通費助成に関する事

地域における障害者社会参加イベントに関する事

戦傷病者特別援護法による補装具等給付に関する事

(手当・医療)

重度心身障害者医療費助成に関する事

心身障害者扶養共済受付進達の申請受付に関する事

自立支援医療(更生医療)給付に関する事

身体障害者補助犬給付受付進達の申請受付に関する事

障害者手当に関する事

公共料金等減免関連事務に関する事

(精神保健)

精神障害者タクシー料金助成の申請受付に関する事

精神障害者交通費助成の申請受付に関する事

難病患者等居宅生活支援の申請受付に関する事

精神障害者保健福祉手帳の申請受付に関する事

自立支援医療(精神通院医療)の申請受付に関する事

(難病)

難病患者専用マーク交付に関する事

(その他)

障害者控除認定証交付に関する事

「 」は現在宇都宮市のみ実施

「 」は現在各町においては県が実施主体

(7) 児童福祉

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるような環境整備のため、保育事業や子育て支援など、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(保育園管理・運営)

保育所入退所受付に関する事

(健全育成)

子育て支援短期利用事業に関する事

乳幼児健康支援サービス事業に関する事

(ひとり親家庭等福祉対策)

母子寡婦福祉資金貸付(貸付事務)に関する事

(手当・医療)

児童手当支給に関する事

児童福祉手当支給に関する事

遺児手当支給に関する事

児童扶養手当支給に関する事

母子家庭等援護費支給に関する事

母子家庭等児童入学祝金支給に関する事

ひとり親家庭医療費支給(食事療養費を含む)に関する事

母子家庭自立促進給付金の支給に関する事

妊産婦・こども医療費助成に関する事

「 」は現在宇都宮市のみ実施

「 」は現在各町においては県が実施主体

(8) 保健衛生

住民が健康で豊かな生活を送るために、衛生的で安全な生活を確保できるよう、身近な拠点からの提供が求められる業務について、地域行政機関から展開していきます。

主な事務事業

(保健予防)

原爆被爆者援護事務の受付に関する事

臓器移植の普及啓発に関する事

(感染症)

結核患者の登録・管理に関する事

エイズ・性感染症対策の普及啓発・人材育成に関する事

(精神保健)

地区組織等健康教室の実施に関する事

訪問相談・指導に関する事

(難病)

一般特定疾患治療研究事業の受付に関する事

地域在宅療養支援(訪問・相談指導)に関する事

(予防接種)

市外受診者予防接種助成の受付に関する事

(害虫・動物愛護等)

衛生害虫の駆除指導・啓発に関する事

犬・ねこの苦情相談に関する事

飼い犬・ねこの不妊・去勢手術費補助金交付申請の受付に関する事

犬の登録・鑑札の交付に関する事

犬の狂犬病予防注射済票の交付に関する事

「 」は現在宇都宮市のみ実施

「 」は現在各町においては県が実施主体

5 産 業

(1) 商業観光

地域のイメージアップ、地域住民の連帯意識の醸成のためのイベント開催などは、地域が主体となっていくことが有効であることから、身近な場所から支援・調整を行います。

主な事務事業

サマーフェスティバル開催支援に関する事(上河内地域で行う)

梵天祭開催支援に関する事(上河内地域で行う)

(2) 農業

農業は、生活に不可欠な基礎的物資である食料の安定供給という最も基本的かつ重要な役割を担い、各町における主要な産業でもあります。引き続き、積極的な取組が行えるよう、農業の振興機能を備え、農業者や関係団体との連携を図り、さまざまな事業を展開していきます。

主な事務事業

(土地基盤整備)

土地改良事業の相談、指導に関する事

(農業生産の振興)

農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の除外・編入の受付事務に関する事

米の生産調整の推進に関する事

土地利用型作物(米, 麦, 大豆等), 園芸作物栽培に係る機械・施設などへの助成に関する事

農作物被害調査事務に関する事

農業金融に係る支援に関する事

学校体験農園設置事業の推進に関する事

畜産経営環境対策事業の推進に関する事

家畜伝染病予防対策事業の推進に関する事

(担い手)

農地流動化の推進, 指導に関する事

農業士・女性農業士の推薦に関する事

認定農業者の確保, 相談・指導に関する事

農業・農村男女共同参画の推進に関する事

(農村地域の活性化)

地区むらづくり運動の推進に関する事

農道整備の相談, 指導に関する事

農業集落排水事業の指導等に関する事

農地・水・環境保全向上対策の支援に関する事

(イベント)

農林業祭の開催に関する事

(団体等運営)

農林業団体等の指導に関する事

土地改良区の指導に関する事

(施設)

土地改良施設維持管理の相談, 指導に関する事

農業集落排水施設の管理組合の相談, 指導に関する事

農地・農業用施設災害復旧事業の相談, 指導に関する事

(3) 林業・水産業

林業は、生活環境の保全・形成など、住民生活にも重要な役割を果たしています。引き続き、積極的な取組が行えるよう、林業の振興機能を備え、森林の持つ諸機能の充実に図り、適切な森林整備を行います。

主な事務事業

民有林の整備・保全への助成等に関する事
有害鳥獣捕獲許可の受付に関する事
伐採及び伐採後の造林届受理に関する事
森林ボランティア会員登録の受付に関する事
やなによる採捕の受付に関する事

6 建設

(1) 都市計画

都市計画は、土地の利用や建築物についてのルールなど、まちづくりに必要な事項について、総合的・一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的にしたもので、全市的な取組が必要な業務ですが、利便性の観点から、証明書の交付などについては必要な窓口機能を備えます。

主な事務事業

地価公示台帳等の閲覧に関する事
都市計画決定図書等の閲覧に関する事
用途地域、区域区分の証明に関する事

(2) 道路

新市の全体整備計画に基づき、通勤・通学、買物、散歩など地域住民が日常的に利用する生活道路の新設改良（踏切改良等を除く。）や、主に地域住民が利用する道路等についての維持管理を行います。

主な事務事業

自転車駐車場の管理に関する事
道路愛護事業の推進に関する事
道路・水路などの占用許可の受付等に関する事
道路台帳の閲覧に関する事
道路などの維持修繕に関する事
交通安全施設の整備に関する事
狭あい道路の整備に関する事
生活道路の新設改良（踏切改良等を除く。）に関する事

(3) 河川

地域を流れる河川の溢水被害を解消し、良好な河川環境を守るため、地域河川の管理や河川敷除草等の維持管理を行います。

主な事務事業

河川の軽微な維持修繕に関すること
河川愛護グループの受付に関すること
急傾斜地のパトロールに関すること

(4) 公園

公園の全体的な配置基準は全市統轄機関が担い、主に地域住民が日常的に利用する街区公園、近隣公園の具体的な整備、維持・修繕、管理及び緑化推進は地域行政機関が行い、ゆとりと潤いのある地域環境づくりを目指します。

主な事務事業

街区・近隣公園の整備に係るワークショップ及び整備に関すること
公園の占用・使用許可の受付等に関すること
公園・緑地の維持修繕に関すること
緑化の普及啓発に関すること

7 教育

(1) 生涯学習

こころ豊かでいきがいを持った住民生活を推進するため、生涯学習の促進・支援の重要性が増してきています。地域住民の学習機会や場の充実を図るため、地域に根ざした活動支援や情報提供などを行います。

主な事務事業

青少年教育事業に関すること（地域の自主性に基づいて実施）
成人教育事業に関すること（地域の自主性に基づいて実施）
地域の学習情報提供・学習相談に関すること
成人式に関すること
文化祭の開催に関すること
地域の生涯学習を推進する人材育成に関すること

(2) 学校教育

豊かな心と健やかな体を持ち、明日の社会を担うたくましい人材を育成するための学校教育の取組には、全市的な対応が必要ですが、児童・生徒の健全な育成を目指したきめ細かな対応を図るため、窓口機能のほか相談機能などを備えます。

主な事務事業

就学事務（入学・転校手続に関すること（特別許可は除く。））
教育相談の案内に関すること

(3) 生涯スポーツ

いきがづくりや健康増進などの観点から、スポーツの果たす役割はますます高まっています。地域住民が広くスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ教室や各種の大会などの事業を行い、生涯スポーツを地域から推進します。

主な事務事業

少年スポーツ指導員・スポーツ少年団の各種受付に関すること
学校校庭夜間開放事業のチケット販売に関すること
スポーツ・レクリエーション用具貸出の受付に関すること
スポーツ教室の実施に関すること
体育大会の開催に関すること
各種スポーツ大会の開催に関すること

8 その他

(1) 農地等

農業委員会は、新市として一本化していきますが、地域行政機関において、農地の貸借、売買、転用に関する手続きの相談などを行い、利便性を確保します。

主な事務事業

農地法による許可申請・届出の相談に関すること
農地利用のあっせんや争議の防止に関すること
農家・農地基本台帳の整備及び保管に関すること
農業委員会委員選挙人名簿申請に関すること
農業者年金の相談、指導に関すること
農地の相続税及び贈与税の納税猶予に関すること
軽易な証明に関すること
諸台帳の調整、整備、保管に関すること
農業者の青色申告の推進に関すること

(2) 選挙

選挙管理委員会は、新市として一本化されますが、明るい選挙の実現を目指し、地域からも有権者の政治や選挙に関する意識高揚を図るための啓発に努めるとともに、公正で適正な選挙の管理執行を確保します。

主な事務事業

政治や選挙に関する意識の高揚・啓発に関すること